

尾張旭市監査公表第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき
実施した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により公表
します。

令和7年7月1日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 市 原 誠 二

公の施設の指定管理者監査報告書

1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和２年尾張旭市監査委員告示第１号）

2 監査の種類

公の施設の指定管理者監査（地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条第７項の規定による監査のうち、本市が法第２４４条の２第３項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該公の施設の管理に係るものに係るもの）

3 監査の対象

(1) 尾張旭市立東部保育園（以下「東部保育園」という。）及び尾張旭市立はんのき保育園（以下「はんのき保育園」という。）の指定管理者である社会福祉法人オールフェアリーの令和５年度及び令和６年度における当該施設の管理に係る出納その他の事務の執行

(2) (1)の施設の所管課（こども子育て部保育課）の当該施設に係る事務の執行

4 監査の着眼点

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているかを主眼として実施した。

5 監査の実施内容

令和７年４月２５日から同年６月２７日までの間、３に記載の事務について、提出された監査資料並びに帳簿及び書類を確認するとともに、社会福祉法人オールフェアリー職員及びこども子育て部保育課職員の説明を求めることにより実施した。

6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

(1) 社会福祉法人オールフェアリーに係るもの

ア 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成２０年９月２９日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第２項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）

(7) 指定管理者は、毎会計年度の終了後３０日以内に法第２４４条の２第７項に規定する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない（尾張旭市公の

施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年尾張旭市条例第27号）第8条）にもかかわらず、同法人は令和6年度の事業報告書を令和7年4月30日までに提出していなかった。

法令等に沿った手続を適切に実施されたい。

- (イ) 公の施設の管理に係る出納関係書類を確認したところ、令和5年4月28日付けの支払について、請求金額15,400円に対し30,800円支出しているものを確認した。この点、指定管理者によると、本件は、支払金額15,400円の業務2回分に係るものであり、うち1回分の請求書及び納品書の受領がないまま30,800円を支払ってしまったものであった。

出納事務を適切に実施されたい。

イ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）

- (ア) 指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）において、本業務に係る文書目録を作成し保管することとされているところ、同法人は、同目録を作成していなかった。

仕様書に沿った業務を実施されたい。

- (イ) 管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）及び仕様書により、費用が1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の施設及び設備並びに備品等の修繕は市が行うが、緊急を要するものについては、市長と協議の上、指定管理者が行うことができることとされているところ、同法人は、市長と協議しないまま、はんのき保育園に係る10万円以上の修繕を実施していた。

基本協定書及び仕様書に沿った業務を実施されたい。

(2) こども子育て部保育課に係るもの

ア 是正改善すべきもの

概算払の精算があった場合、予算執行者は、その内容を調査しなければならない（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第52条第2項）。

この点、はんのき保育園の管理運営に係る指定管理料（概算払）について、指定管理者から精算があったにもかかわらず、その内容を調査していなかった。

会計規則に沿った事務処理を実施されたい。

イ 注意すべきもの

法第244条の2第8項に規定される利用料金は、同条第9項の規定により、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管

理者が定めるものとされている。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

この点、東部保育園及びはんのき保育園に係る利用料金（尾張旭市特別保育の実施に関する条例（平成18年尾張旭市条例第43号）第5条第1項に規定する特別保育料）は、市として公益上必要があると認め、同条例第6条第1項でその額を具体的に定めているにもかかわらず、基本協定書には、特別保育料は、指定管理者が同条例に規定する金額の範囲内において定め、その決定及び改定については、事前に市の承諾を受けるものとし、必要に応じて市と指定管理者の協議を行うものとする旨規定していた。

基本協定書は、実態に即したものとされたい。

7 意見

監査の結果は6のとおりであるが、同結果に基づいて、本市の組織及び運営の合理化又は改善に資するため、法第199条第10項の規定に基づき、以下のとおり意見を付す。

東部保育園及びはんのき保育園の管理運営に係り、基本協定書で示す備品等を指定管理者に貸与している。この点、備品等は、随時、補充や廃棄があるにもかかわらず、それらを反映して基本協定書を変更していなかった。

指定管理者によれば、備品等は、別途、台帳を作成しており、そこでは、随時の補充や廃棄も反映し、市とも共有していた。

この点、基本協定書では、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、市と指定管理者の協議の上、同協定の規定を変更することができるものとされていることから、基本協定書上も、備品等の補充や廃棄について、適宜、反映されたい。